

家庭掲示用
非常変災時の対応について

【特別警報が発令されている場合】

★最大限の警戒を行い、ただちに命を守る行動をとってください。

1. 登校前

○午前7時現在、堺市に特別警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

○原則として、ただちに授業を中止し、学校で子どもを保護します。堺市に大津波警報が発令された場合は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難します。

【暴風警報が発令されている場合】

1. 登校前

○午前7時現在、堺市に暴風警報が発令されている場合は、臨時休業とします。

2. 始業後

○原則として、ただちに授業を中止し、安全を確認した上で子どもを集団下校等で帰宅させます。保護者等の帰宅が困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで学校で子どもを保護します。

【大雨警報が発令されている場合】

1. 登校前

○午前 7 時現在、堺市に大雨警報が発令され、かつ、JR 阪和線及び南海高野線及び南海本線の3線が全て運休している(一部運休は除く)場合は、臨時休業とします。

○線状降水帯の発生が予想され、こどもたちに危険が及ぶ雨量と判断される場合については、上記の条件を満たしていなくても、全市一斉臨時休業とすることもあります。その場合は、事前に学校よりお知らせいたします。

2. 始業後

○気象状況に応じて終業時刻を繰り上げ、安全を確認した上で子どもを帰宅させる場合があります。安全が確認されるまで学校で待機します。

※次の場合は、特にご注意ください。

- 特別警報・暴風警報が午前7時までに解除された場合でも、道路の冠水、河川の増水、橋梁の決壊、崖崩れなどで、登校が危険な場合があります。安全を確認したうえで、登校させてください。
- 局地的な大雨など危険が感じられるときは、決して無理に登校しないでください。
- 大雨、洪水警報発令だけでは、原則として臨時休業になりません。
- 状況によっては、「始業時刻の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

【雷が鳴っている場合】

1. 登校前

○雷が収まるまで自宅に待機してください。一般的には、最後の雷鳴から20分が経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。

2. 始業後

○屋外での活動を中止し、雷が収まり、20分以上経過するまで子どもを屋外に出さないようにします。

○下校時に雷が鳴っている場合は、安全を確認して下校時刻を遅らせるなどの措置をとります。

【大地震発生の場合】

1. 登校前

○堺市域(一部でも)に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業とします。

○震度4以下の地震であっても、危険が感じられるときは、決して無理に登校しないでください。

○状況によっては、「始業時刻の変更」、「臨時休業」の連絡をすることがあります。

2. 始業後

○子どもの安全を確保し、引き渡しが可能と判断できる場合は、速やかに保護者等に引き渡すようにします。保護者等への引き渡しが困難な場合は、保護者等の迎えがあるまで、学校で子どもを保護します。

3. 登下校中

○家庭か学校、いずれか近い方へ向かうようにします。子どもが帰宅しても留守などのため学校へ行く方がよい場合などは、そのことを子どもと話し合っておいてください。

※いずれの場合においても、非常変災時は、安全を確認した上で子どもを下校させるか学校内に待機させるか、状況によりそのつど判断し、一斉配信メールやホームページでお知らせします。

【お願い】

①気象警報等発令時・地震発生時は、教職員は子どもの安全確保等のために対応しています。電話回線の都合上、電話での問い合わせにつきましては、できる限り差し控えてください。

②災害が起きた時に待ち合わせる場所を決めるなど、ご家庭で対策を考えておいてください。

③登下校は、通学路を通ることについて、ご家庭でもご指導ください。

④子どもの引き渡し時等についても、車の校内乗り入れについては、原則禁止とします。

⑤臨時休業した際は、自宅学習を基本としますので、ご家庭での指導をよろしくお願いいたします。

ご理解・ご協力をお願いいたします。

